

気象に関する警報・注意報発表時における学校の対応について

R 7 津市立芸濃中学校

	〈1〉 暴風警報・暴風雪警報・大雪警報または台風接近に伴う大雨警報・洪水警報が発表された場合 気象に関する特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表された場合	〈2〉 大雨、洪水、波浪、高潮等の各警報または大雨、洪水、強風等の注意報が発表された場合
始業前	① 午前6時の時点で、対象となる警報が発表されている場合は、給食を中止します。 ② 午前7時においても警報が解除されない場合は、休校とします。 ③ 警報が午前7時までに解除された場合は、解除後2時間以上の余裕をもって登校してください。 ただし、午前6時以降、午前7時までに解除された場合は、給食を実施せず午前中の授業とします。 ＊ 警報が解除されても、通学路が危険な場合、危険が予想される場合は、登校を見合わせてください。	通常どおり授業を実施します。 ＊ 登下校の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。
登下校時	① 校内にいる児童生徒を安全な場所で待機させ、以降は、在校時と同じ対応になります。 ② 職員が校区巡視を行い、登下校中の児童生徒を帰宅させる、そのまま登校させる、安全な場所に避難誘導する等、安全確保を行います。（登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。）	通常どおりの登下校とします。
在校時	（早めの登校や下校後の活動、休日の部活動等で一部の児童生徒が在校している場合も同じ対応をします。） ① 原則として授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。 ② 児童生徒を安全な場所で待機させ、下校に向け風雨等の状況、通学路の安全について情報を収集します。 ③ 安全に帰宅することが困難である場合（児童生徒）は、保護者と連絡をとりながら、引き続き学校において保護します。 ④ 児童生徒を下校させる場合は、保護者と連絡をとりながら、以下を参考に措置を状況により判断します。 (ア) 通常の下校 (イ) 教職員の引率による集団下校 (ウ) 保護者の出迎え、通学路途中での保護者への引渡し、地域等から協力を得た見守り等での下校 (エ) 保護者の出迎えまで学校で保護	通常どおり授業を継続します。

【始業前】
【登下校時】
【在校時】
とも、各学校、地域の状況により危険が予見された場合は、その段階で校長の判断のもと保護者と連絡をとりながら、適切な措置を講じます。

※「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」の解釈について

- (1) 台風が低気圧に変わった後に大雨警報・洪水警報が発表された場合は、「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当しません。
- (2) 「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当したら、「台風の勢力が弱まり、台風でなくなった」もしくは「台風が遠ざかりつつある」という場合でも、当該警報が解除されるまで、休校等の措置を継続します。

※ 学校からの連絡について

学校からの連絡は、緊急時連絡方法（メール配信、緊急電話連絡網等）で行いますが、状況により災害伝言ダイヤル（171）を使用します。

大地震・津波発生時等における学校の対応について

R 7 津市立芸濃中学校

	〈1〉津市内で震度5強以上の地震が発生した場合 津波警報・大津波警報による避難指示が発令された場合【対象地域のある学校】	〈2〉津市内で震度5弱の地震が発生した場合	〈3〉津市内で震度4の地震が発生した場合
始業前	④ 休校とします。 津波警報・大津波警報による避難指示が発令中【対象地域のある学校】は、休校とします。 ⑤ 安全な場所に避難する等、各家庭で安全を確保してください。 ⑥ 学校再開の連絡があるまで登校見合わせとします。	① 当日の授業実施を含め、学校から連絡があるまで登校見合わせとします。 ② 学校施設、通学路等の安全点検後、学校から連絡をします。	① 通常どおり授業を実施します。 (登下校の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。)
登下校時	③ 校内にいる児童生徒を避難場所へ誘導し、人数確認等を行い、その後、安全な場所で保護します。以降は、〈1〉、〈2〉の在校時と同じ対応になります。 ④ 職員が校区巡視を行い、登下校中の児童生徒の避難誘導を行います。帰宅させる、学校や一時避難場所に避難誘導する等、安全確保を行います。(登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。) ⑤ 児童生徒は、安全な場所に避難します。(通学途中の避難場所について、ご家庭でもご相談ください。)		① 通常どおりの登下校とします。 ② 職員が校区巡視を行います。(登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います。)
在校時	(早めの登校や下校後の活動、休日の部活動等で一部の児童生徒が在校している場合も同じ対応をします。) ① 児童生徒を避難場所へ誘導、人数確認等を行い、その後、安全な場所で保護します。 ② 授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。 ③ 原則として、保護者または家族、保護者から依頼を受けた方等の出迎えがあるまで、児童生徒を保護します。(学校からの連絡がなくても、迎えに来ていただくのが基本となります。) ④ 津波警報・大津波警報による避難指示が発令された場合は、津波避難計画に基づき、設定した避難場所に避難します。出迎えがあるまで、避難場所で児童生徒を保護します。避難指示が解除されるまで、保護者も共に避難をお願いします。	② 被害の状況等により、授業が継続できるかを判断し、保護者に連絡します。 ⑦ 児童生徒を下校させる場合は、保護者と連絡をとりながら、通常の下校、教職員引率による集団下校、保護者等の出迎えによる下校等の措置を状況により判断します。	⑤ 通常どおり授業を継続します。 ⑥ 職員が学校施設、通学路等の安全点検を行います。 * 被害の状況等によっては、〈1〉および〈2〉に準じて適切な措置をとります。

※ 学校からの連絡について

学校からの連絡は、緊急時連絡方法（メール配信、緊急電話連絡網等）で行いますが、状況により災害伝言ダイヤル（171）を使用します。